

2023年10月13日

個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」等
に対する意見について

今般、標記規則案等（2023年9月14日公表）に対する意見を別紙のとおり
取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（案）」等に対する意見について

項番	該当箇所	意見	理由
1	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（案）8頁 3-5-3-1 報告対象となる事態 (3) 2段落目「不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為」（以下「不正行為」という。）以下	・また書きの後段に記載する「当該第三者」の具体例について教えていただきたい。	・また書きで最初に登場する「当該第三者」は「当該第三者（委託先）」とあるとおり、委託先を指しているが、その後段の「当該第三者」は委託先でないものを指していると考えられる。しかしながら、文脈上、「当該第三者」が提供元である個人情報取扱事業者の個人データ（該当個人情報を含む。）を取り扱うのであれば、委託先を指していると解するほかないと考えられる。反対に「当該第三者」が個人データを取り扱わないのであれば、そのような第三者に対して発生した不正行為に対して、個人情報取扱事業者が報告義務を負うケースが明確でない考えるため。

以 上